成長ホルモン分泌促進剤（ＧＨＳ）（例えば、グレリン、グレリン擬似物質（例えば、アナモレリン、イパモレリン））
成長ホルモン放出ペプチド（ＧＨＲＰｓ）（例えば、アレキサモレリン、ＧＨＲＰ－六、ヘキサレリン及びプラルモレリン（ＧＨＲＰ－二））
追加的に禁止される成長因子
線維芽細胞成長因子類（ＦＧＦｓ）、肝細胞成長因子（ＨＧＦ）、インスリン様成長因子－一（ＩＧＦ－一）及びその類似体、機械的成長因子類（ＭＧＦｓ）、血小板由来成長因子（ＰＤＧＦ）、血管内皮細胞成長因子（ＶＥＧＦ）並びに筋、腱若しくは靭帯のたんぱく質の合成若しくは分解、血管新生、エネルギーの利用、再生能力又は線維型の変換に作用する他の成長因子
S4　5　中　5.2　を次のように改める。
5.2　インスリン類及びインスリン様物質
S5　5　中　5.3　を5.4とし、5.2の次に次の5.3を加える。
5.3　メルドニウム
S5中「ドロスピレノン、パマブロム並びに局所に使用するドルゾラミド及びブリンゾラミド」を「ドロスピレノン、パマブロム及び眼に使用する炭酸脱水酵素阻害薬（例えば、ドルゾラミド、ブリンゾラミド）」に改める。
S6(b)中「ただし、二千十五年の監視プログラムに掲げる局所又は眼に使用するイミダゾール誘導体及びその興奮剤を除く。」を「ただし、クロニジン並びに二千十六年の監視プログラムに掲げる局所又は眼に使用するイミダゾール誘導体及びその興奮剤を除く。」に改める。
S6注1中「二千十五年」を「二千十六年」に改める。
P1中「モーターサイクル（国際モーターサイクリズム連盟）」を削る。

○農林水産省告示第二千七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊川市東上町本宮山一の四七八（次の図に示す部分に限る。）、炭焼七九の一・七九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七九の三から七九の一〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県新城市上平井字雲沢七一三の二・七一三の四・七二一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七一二、七一六から七二〇まで、七二一の二、七二一の三、七二八の四から七二八の六まで、字松狭間八七二の三、字クロナキ八八九の一〇・八八九の一一・八八九の五五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字万燈八九一の一・八九二の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八九一の五、八九二の六から八九二の八まで、八九二の一〇、八九二の一三、字ソトカ子八九三、八九四の五、八九四の六、八九四の一三、八九四の一四、八九四の一六、八九四の一八から八九四の二〇まで、片山字東番上六八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県久米郡美咲町打穴下字槙屺八一二の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　水道事業用地とするため

○農林水産省告示第二千七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県真庭郡新庄村字備中谷四九四の一四から四九四の一七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県加賀郡吉備中央町神瀬字川平一八九五の三、一八九五の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千七百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県美作市東谷上字トヨナリ五七四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千七百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市上野字椛の木六〇一の七〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千七百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市苗木字那木三八一七の三八・三八一七の八八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市苗木字那木三八一七の三八・三八一七の八八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字福島字谷日面一三の八（国有林。次の図に示す部分に限る。）・一三の七（国有林）、字瀬戸平五九の七（国有林。次の図に示す部分に限る。）・五九の一四・五九の一六・五九の二一（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）